

平成19年加美町議会第1回定例会会議録第1号

平成19年3月6日(火曜日)

出席議員(18名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠員(2名)

説明のため出席した者

町長	星明朗君
助役	清野健一君
収入役	堀川勇逸君
総務課長	今野正晴君
危機管理監兼室長	猪又健君
行政改革推進室長	吉田恵君
企画財政課長	早坂仁君
町民課長	猪股雄一君
税務課長兼 特別徴収対策室長	古内公雄君
農林課長	早坂宏也君

森林整備対策室長	大 類 恭 一 君
商工観光課長	伊 藤 東 君
やくらい高原温泉 保養センター所長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	佐々木 幸 輝 君
保健福祉課長	柳 川 文 俊 君
上下水道課長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小野田支所長	小 松 信 一 君
宮崎支所長	岩 淵 浩 弥 君
総務課長補佐	高 橋 ちえ子 君
教 育 長	伊 藤 善一郎 君
教育総務課長	三 嶋 秀二郎 君
社会教育課長	三 浦 庄一郎 君
文化振興課長	竹 中 直 昭 君
体育振興課長	三 浦 又 英 君
農業委員会会長	兔 原 伸 一 君
農業委員会事務局長	川 熊 忠 男 君
代表監査委員	引 地 田路子 君
監査委員書記	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副参事兼議事調査係長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

- 第 4 請願第 1号 「日豪EPA（経済連携協定）交渉に関する意見書」の提出を
求める請願書
- 第 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定につい
て）
- 第 6 報告第 3号 専決処分した事件の報告について（加美町営北原住宅建替4号
棟新築工事請負変更契約の締結について）
- 第 7 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数
の増加及びそれに伴う規約の変更について）
- 第 8 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の増
加及びそれに伴う規約の変更について）
- 第 9 議案第 5号 加美町副町長定数条例の制定について
- 第10 議案第 6号 加美町長、町議会議員等の職にあった者の礼遇に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第11 議案第 7号 加美町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 8号 加美町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 9号 加美町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第10号 加美町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第11号 加美町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第12号 加美町有林野管理条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第13号 加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定について
- 第18 議案第14号 加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例
について
- 第19 議案第15号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第20 議案第16号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第17号 加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例について

- 第22 議案第18号 加美町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第19号 加美町公民館条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第20号 加美町中新田図書館条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第21号 加美町小野田図書館条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第22号 加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第23号 加美町宗左近記念縄文芸術館条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第24号 加美町墨雪墨絵美術館条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第25号 加美町ふるさと陶芸館条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第26号 加美町中新田B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）
- 第32 議案第28号 土地の売払いについて
- 第33 議案第29号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について
- 第34 議案第30号 大崎市の公の施設を利用することの協議について
- 第35 議案第31号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更について
- 第36 議案第32号 加美郡保健医療福祉行政事務組合理約の変更について
- 第37 議案第33号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第38 議案第34号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

午前10時05分 開会・開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより平成19年加美町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番一條 光君、5番吉岡博道君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（米澤秋男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から3月16日までの11日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、3月16日までの11日間と決定しました。

日程第3 一般質問

議長（米澤秋男君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、12番近藤義次君の一般質問を許可いたします。御登壇願ひます。12番。

〔12番 近藤義次君 登壇〕

12番（近藤義次君） 通告に従ひまして質問をするものであります。

町長に対しては、きょうが最後の質問になろうかと思ひますが、第1点目として、役場庁舎

の問題であります。昨年中に役場庁舎の諮問委員会の中で、現在地への建設というような答申がなされたわけでありまして。いろいろ議会でも論議を呼んで、なかなか結論を得ないまま現在を迎えたわけでありましてけれども、何とか町長、やめる前に設計ぐらいやっつけていけないものかなというような感じがするわけでありまして。町民の代表の答申を得ているわけでありましてから、何も遠慮しないで設計ぐらいやってもいいんではなからうかというような感じがするんですが、それについての考え方をお尋ねするものであります

次に、今後の加美町の発展の問題であります。今いろいろ町内では300億円の借金、あるいは1人当たり何百万円の借金というようなことがささやかれているわけでありまして。町民新聞に載せられた300億の借金は現実の問題であります。しかし、交付税措置という制度がある中で、過疎債とか、あるいはいろいろな辺地債なりがあるわけです。少なくとも現在の起債中の状態を見ると、一般会計の220億円の中で、大体67%ぐらいは交付税で見てもらえるというのが現実の姿であります。

特別会計にしても、やはり水道は5%ぐらいしか見てもらえないけれども、浄化槽なり、あるいは下水道については60%、あるいは50%の交付税措置が見てもらえると。そしてまた、そのほか全然見てもらえないものとして、病院会計が24億ぐらいの実際負債があるわけです。そのほか、消防あるいは六の国で18億円ぐらいあると。そうすると、全部まけても138億6,099万円ぐらいの借金ということになるわけですね。やっぱり300億円があって、何ぼだとかという、わけのわからんことを言っている姿を見るにつけ、町長は4年前、合併もやったわけだ。その前に合併のために努力をして、人を減らしているいろいろなことをやって、非常にやっぱりむなしさを私は感じざるを得ないんではなからうかと思うわけでありまして。片一方で一生懸命努力をしているのに、今新聞では第二の夕張にはなるな。A級戦犯は町長が原因だと、果たして議員は要らないんでないかというようなことが連日新聞に載せられているのが現状であります。

そういう中で、やっぱり今後の加美町の現状を考えた場合に、町長として大変今まで努力したことにもむなしさを感じるし、また、これでは任せていられないという気持ちになるかもしれないとも思うのであります。現実には、巨理町で現職の町長が負けているわけでありまして。第二の夕張になるなど言っていた対立候補が全く逆転して勝っているというような、今の国民、町民の考え方を思うときに非常にむなしさを感じざるを得ないわけでありまして。すべてにおいて、今後のまちづくりを考えた町長としての今までの努力を踏まえた心のうち、そして思いを聞きたいと思うのであります。

以上、2点について御質問いたしたいと思うのであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） まず初めに、先ほど米澤議長から、表彰状の伝達がありましたことについてお祝いを申し上げたいと思います。

全国町村議会議長会並びに県町村議会議長会からの表彰を受けられました下山議員、星議員、猪股議員、お三名の方々は15年以上の議員生活を通じて地方自治発展の御功労があったということで、このたび表彰を受けられました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

これまでの地方自治発展、あるいは加美町、それ以前はそれぞれの中新田・小野田・宮崎町において活躍された御功績が認められたものと思います。今後は健康に留意をされまして、さらに地方自治の確立と加美町の発展のために御尽力をいただきますように心からお願いを申し上げ、まずお祝いとさせていただきます。大変おめでとうございます。ありがとうございました。

また、今、12番近藤議員から御質問をいただきました2点であります。私にとりましては加美町になりまして定例議会年間4回あるわけですが、4年間ありますから、四四、十六回定例会がございまして、多いときには20数名の皆さんから一般質問もちょうだいをいたしました。今回16回目、多分最終の一般質問にお答えをするということになるかと思いますが、今議会私も大変緊張しながらきょうを迎えております。どうぞよろしくお祝いを申し上げたいと思います。

まず、近藤議員からの役場本庁舎についての御質問をいただきました。私どもの町は平成15年4月に加美町として誕生いたしました。私が町長に選任されましたのは、15年5月18日から就任をさせていただきました。新町のスタートが4月1日でありまして、職務執行者として古内前小野田町長がその間執行していただきました。この役場庁舎の位置につきましては、その職務執行者の専決として加美町西田3番5番地に本庁舎役場の位置を決めるということが、既に決定をさせていただきます。今後、その位置を変えんとするならば、議員各位から3分の2以上の賛同をいただいて、議決をいただいた後に、役場庁舎の変更の手続ということになるわけでありまして、現在は、今の本庁舎の位置、加美町西田3番5番地と、番地まで決まっています、本庁舎の位置が定められているところでございます。

御案内のとおり、平成17年8月25日に3地区の住民の方々、そして町内の公共的団体の役員

あるいは職員、そして議会の議員の皆さん、そして皆さんといわず代表、そして学識経験を有する方など20名の方々に、加美町新庁舎建設検討委員会というものを設置いたしまして、4町合併の中で、色麻町が離脱の契機となった本庁舎の問題でありまして、多くの皆さんの御意見をいただきながら、都合7回にわたる熱心な審議をいただいてまとめたものでございます。

その内容は、庁舎建設は是とするということでありまして、その内容に関しては、中新田・小野田・宮崎の3庁舎ともいずれも昭和56年の新耐震基準を満たしてはいないということで、今後30年以内に必ず再来があるということでの宮城県沖地震に備えての防災時の拠点としての機能を確保するというような観点から、新庁舎は新しく建てかえなければならないという結論に達したようでございます。

そのほかに、役場の位置ということになりますと、自治法上はいわゆる住民の利便に供するところ、あるいは官公庁が近くにあるところ等々の要件を満たすというところとして、現在の本庁舎がある西側の更地として現在職員の駐車場として使用しているその部分が適当であろうという答申をいただいたわけでございます。また、附帯決議としては、国道347号線沿いにということも一つの選択肢であるというような附帯意見もいただきましたところであります。

この答申は、私は大変重く受けとめてございまして、このことについて即実行に移そうというところではございましたが、その検討委員会に附帯した直後に議会の皆さんの全員による特別委員会を構成していただいて、いまだ結論が出ていないところでありまして、お待ちをしておりますが、私の任期が間もなく終了するというところで、その結果は新町長にゆだねることになるわけではあります。今申し上げましたように、本庁舎の位置は既に決まっております。そのことについてスタートしてはどうかということではありますけれども、道義上の問題として新しい町長が選任された後に所要の予算措置を講じて、基本設計あるいは実施設計等について予算化すべきであろうかという考えでございます。

また、検討委員会の答申では、いわゆる合併特例債を使用できる期限内に建設をすべきであるということでありまして、平成24年が期限でありますので、その前年度までに建設をすべきであるという附帯意見もいただいておりますので、その期限内に完成できるように新町長に期待をするものでございます。

また、二つ目の今後のまちづくりということではございますが、いつも町政が新しい方々に継承されるというか、立ちかわるといときには、往々にして前町政の批判が出てくるのは常でございます。そのことについての御批判は甘んじて受けなければならないと私は思っており

いますが、しかし、予定されていらっしゃる、今準備をされている方々の多くが、全国的にもそうでありますが、地方債の多さ、金額の多寡について今議論されているわけでありますが、加美町の場合、議会の議決をいただいてそれぞれの手続を踏んで地方債を導入して、そして住民の皆さんの生活のために欠かせない、いわゆる地域整備のために導入した予算で、起債でありますから、決して不要不急のもののために地方債を発行したというわけではありませんので、このことについては私はいかようにも説明できるものではないかというふうに思っています。

ひとり歩きしている部分もあるようにも思いますが、辺地債あるいは合併特例債、過疎債等々については、御案内のとおり所要の率において後年度負担において交付税措置がされるということでありまして、他の一般の市町村よりは非常に地方債のボリュームはあっても、実際償還する内容が30%強でしかないわけでありまして、非常に有利な資金を導入しての、地方債を導入しての建設でありますので、このことについては地方債の趣旨に沿った形で今後年度ごとの償還をしていくべきであろうというふうに思います。

市町村が発行する長期債の精神というのは、お金がふんだんにあって借金をしないで、その年度年度ごとに一つの政策を完結していけるならば、それにこしたことはないわけでありまして、地方財政が現状のような場合には、いわゆる一つの道路あるいは建物を建設する場合に、現在使用している人たちだけで払うのではなくて、後年度負担も後からその施設の利益を享受する人たちにも応分の負担をいただくという精神で長期債が発行されるということでありまして、15年ないし20年、あるいは長いのですと25年というのもあったわけでありまして、そういうスパンで地方債を導入してまいりましたので、その趣旨に沿って今後償還をしていかなければならないということでありまして。

しかしながら、毎年毎年地方債を発行することによって、御案内のように累積した金額になっておりまして、それが往々にして、いわゆるその時点での人口予測でありますとか、あるいは歳入の予測でありますとか、それが大幅に狂ってまいりますと、御案内のとおり夕張市のような結果になってしまうことがたびたびあるわけでありまして、そのようなことにならないように、我が町においては長期的な財政計画を立てまして、その線に沿って財政運営をいたし、地方債の導入を図りながら道路整備、あるいは防雪柵、下水道の整備、合併浄化槽の整備等々をやってまいりました。また、教育施設についてもしかりであります。このことについてむなしさを感じるのはないかという御意見であります。私は自信を持って議会の皆さんと激論をしながらこれまで町政を運営してまいりましたので、そのことについては何ら恥じるこ

とはないと、私自身は思っております。

また、今後のまちづくりについては、どなたが町長に就任しようとも、やはりベースとしては安全、安心なまちづくりということについては、恐らく変わらないのではないかと考えてございます。

そしてまた、その一方ではやはり行財政改革をきちっと進めながら、コンパクトな町政運営を進めなければならない。そのためには行財政改革等々をたゆみなく進めていかなければならないと思いますし、その改革があったために町民の皆さんへのサービスが低下してはならないということではありますが、時代は役所だけが全部仕事を負うということではなくて、住民の皆さんとの協働という、ともに働く、ともに動くということで運営をしていかなければならないと思いますし、また限りなく情報公開に力を入れていかなければならない。

また、問題点としては、少子高齢社会にどう対応すべきであるか。今、荒廃している、議論されております教育の問題についても同じでございます。それから産業振興、農業振興、それらについてもやはりきちとした考えのもとに、まちづくりを運営していかなければならないと思っております。また、観光産業にも力を入れていかなければならないと思っておりますが、新しい町長が今後選任されるわけありますから、皆さんの御意見をしっかり聞きながら、立派な町長を選んでいただきたいというところでございます。

また、加美町の今後の問題点として、発展についての中で二つ目としては、財政上の問題がございます。それをいつかの答弁でも申し上げましたけれども、総合計画の中でこの4年間事業を進めてまいりましたけれども、いかにせん三位一体改革のしわ寄せといいますが、それがスタートいたしまして、一般会計の約40%を占める地方交付税が圧縮され、また、景気の低迷による税収の低下等々もございまして、当初計画どおりにはなかなかいなくなりまして、その4年間の比率も少し下回っているのが現状でございます。

合併時に12億 6,468万円ありました財政調整基金あるいは減債基金の合計額であります。現在は18年度末では7億 1,500万円まで低くなってしまいました。19年度の予算では3億円、後に御審議をいただきますが、財調を取り崩して新年度予算に繰り入れてございます。経常収支比率が93.1%になっているというところで、本来町政の新しい町長が誕生する年の予算は骨格予算とならなければならないわけあります。今申し上げましたように、経常収支比率が93%台でありまして、ほとんど維持管理費、あるいは重要な継続事業に投入をしなければならないということで、骨格予算ではありますけれども、本格予算に近い予算編成をせざるを得なかったということでありまして、今後七、八年間大変苦しい財政運営が図られるものと思いま

すが、財政計画のもとに長期的なスパンに立って事務事業の大幅な見直しを進めながら、財政運営をしていただきたいと、そう願うものでございます。

新しい町長にそのことを期待をし、引き継ぎを申し上げてまいりたいと考えておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長、役場建設の問題ですけれども、ある有識者の運動員の方々が言っていたんですが、町内歩いてみて10人が10人、役場をつくるのを反対だと言われるんだものね。「何すや」と、「いや借金いっぱいあるから、やめた方がいい」と、皆言われるというんだね。やはり、その広報ということが非常に、今の町民の中には敏感になっているのではなからうかと思われています。やっぱり借金というと、サラ金の問題を思い出して、テレビでサラ金の取り立てなり、あるいは裁判所に行けば30代の女の子たちが破産宣告、100万円、500万円ぐらい借りて、しゃあしゃあとして破産宣告を受けて、優雅な人生を暮らしている人間もいっぱいいるわけですから、そういうような取り立てられている姿を見るにつけ、やはり借金ということに対して大変敏感だと思わなければならない。

そういうことで、町長も今までいろいろ建てたいと思ったこともあったと思うんですけども、耐震の問題で、その調査をして少なくとも1億ぐらいかけて直すなんていう気持ちになったことがなかったものかね。だったらば、最後だから色麻でさえ財政に苦しいとかなんだとかと書いていても、耐震診断をしてやっぱり直して、最低限の住むところをしっかりとっているわけですよ。だから、その辺は少なくとも住んでいるわけですから、調査をして中学校のように住まわれないんだというようなことに、現実に調査をすればなると思うんです。やはり、生命、財産ということが言われる中で、何といたっても生命が一番なわけですから、そのところをやっぱり重視するということが大変大事ではなからうかというような感じがするんですがね。

町長、そのほかに財政運営の問題についても、町長もいろいろまじめに財政に取り組んできたからですけれども、金があると言った町長はだれもいないですよ。金がない、ない。岡本町長、本多町長、本間町長、須貝町長、星町長と、だれもやっぱり金があると言った人はいません。本間町長だって20億の予算で10億のバツハホールをつくっているんですからね。だから、それは財政の中でのやりくりということになるかと思いますが、そういうのがやっぱり全体的になってきているのであって、特に今新聞あるいはテレビで膨大な財政の問題をクローズアップされて、この前の九州の、忘れたけれども再建団体になって、我が町でも視察に行ったことがあるんですが、13年前ですかね。30億円ぐらいの借金で赤字団体になった第1号があった

んですけども、あの当時は今のように全然騒がなかったですよ。いかに今町民一人一人が、やっぱり家庭内でもおやじの言うことを聞いて、この人を書けと言われて書く時代じゃないわけですから、やっぱり一人一人が自分の考え方を持って投票する時代ですから、みんな考え方を持っているので、こういうのは世論の関係が非常に多くなっている時代だと思いません。

そういうことを考えると、やっぱり少なくとも庁舎ぐらい何とか間に合うように、しばらく建設なんていうのは不可能だと思うので、その辺はできないものかどうか、町長、その辺、最後をお願いを申し上げたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、現在の庁舎であります。御質問のとおり耐震診断は行っておりません。恐らく耐震診断を行ったとすれば相当の低い点数が出て、もしかすると使用がかなわないというような状況になるのではないかとこのおそれを抱いております。旧町時代から私以前の町長のときにも、旧中新田町の場合を申し上げますと、非常に手狭であるので増設を少ししたらどうでしょうかという進言をしたことがありましたけれども、その時点ではまだ合併ということが具体的に動き出していないときでありましたけれども、いやいや将来は加美郡一本になるんだと。そのときに庁舎問題も当然浮上してくるから、そのときにどう対応するかということを見きわめてないと、むだな投資になりかねないと。だから、もう少し様子を見ようやということで現在に至っているわけであります。

多分、3地区の本庁、支所を耐震診断すれば、相当の金額を投入して耐震補強をしなければならぬというふうに思います。広さ等々、どちらか三つの庁舎のうち、どれか一つでもその広さが十分にあって、耐震補強すれば十分に新しい町の庁舎として使用に耐え得るということであれば、庁舎建設もそれにかえることができますと思いますが、古い時代の庁舎でありますから、バリアフリーでもない、宮崎支所にはエレベーターがございますけれども、バリアフリーでもない、狭隘であるというようなことから、検討委員会でもやはり新しい町のシンボリックな存在としても庁舎は建設すべきであるという方向になったわけありますから、今、合併後4年経過して5年目に入るわけありますから、答申の内容にまいりますと、あと5年ですね。9年間の中ですとすれば、5年後の完成を目指すということであれば間もなく着手しなければならぬ。準備ができるとすればですね、そういう状況になっておりますので、これは耐震診断はもしかするとしておかないと、あすにも大規模地震が襲ってくるかもしれないので、その必要性は感じますけれども、その結果によってどう方向を定めるかということは今後考えい

かなければならぬだろうというふうに思います。

財政的な問題であります。今申し上げましたように、経常収支比率が93%であるということ、今の全国の市町村がそういう似たり寄ったりの財政構造であるとするならば、どうしても町民の皆さんの多方面にわたるニーズをかなえるには、やはり地方債というものに頼らざるを得ないという現状であります。もし、地方債を発行しないで、持ち金で、自分の懐のお金で出すとすれば、年間全体予算の一般会計予算の6%から7%の予算しかないわけです。それから、それで道路一本もつくれぬ状態です。やはり有利なうちに地方債を導入しながら、そして片一方では償還を繰り返しながら全体的な地方債のボリュームを見きわめ、抑制をしながら、自転車操業みたいな感じにもなるんであります。この難局を乗り切っていくという、そういう手法しかないのではないかとこのように思っています。

確かに私も5人の町長に任せましたけれども、いつの時代も金が余って大変だ、どこかで使ってほしいということは全国にもなかったように思います。宮城県に1カ所、余って仕方がないところはないんであります。比較的裕福だと思われるところが交付税の不交付団体がございまして、そういう町はもしかすると余り金がないとは言っていないのかもしれませんが、しかし、そういうところでもその年度年度で予算を組む段階で苦慮しているわけです。みんな同じなのかなというふうに思います。これは、借金が目の前にぶら下がっていますと、どうしてもそれにおびえてしまいます。これも必要なことだと思いますけれども、余りふやさず、バランスをとりながら、やはり今後の町村財政というものを運営していかなければならない。

私の若いというか、入ったばかりのときには、年度中途の補正予算はなかなかきついで、年度末になると何とかならないかという時代も確かにありました。最終補正で住民の皆さんの要望にこたえられるというようなこと、あるいは苦しくなれば、30年、40年以上も前の話であります。どここの山を切れば何とかなるだろうというぐらいのときもございました。しかし、今は全く財政状況は違います。その時点では、古川に出張しても半日当という旅費も支給して、仙台に行けばその倍のものもありましたし、それから東京、関東方面に行けば滞在費等々も出ていましたし、グリーン車の旅費も出ていました。そういうことは一切今はなしであります。県内旅費は実費だけありますから、その当時と比べると随分財政的に改善をし、非常に効率的な財政運営をしても、なおかつこのような状況であるということは、やはりその行政需要が非常に多いということなんだろうというふうに思います。昔は砂利道で我慢をしておったんでありますけれども、もう砂利道では今は通らない。どうしても舗装

してほしい。それから現代的な道路になってもなおかつ、昔は雪がたくさん降って吹雪もたくさんありましたけれども、防雪柵なんていうのは1カ所もなかったわけですね。現在はもうほとんどのところに防雪柵という、そういうことを見ましても住民の皆さんのニーズというものは随分多く、そして現代社会にマッチした要望がありますから、それにおこたえするためにはどうしてもやっぱり地方債制度といいますが、そういうものに頼らざるを得ないという現状がありますので、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。今後、新しい町長に期待をするということだろうと思います。

議長（米澤秋男君） 12番。

12番（近藤義次君） 町長の思いをよく受けとめたわけですがけれども、町長、長い間の歴代の町長たちを見ると、次の町長のことを褒めない町長ばり多いんだね、どうも見ているとね。町長は人柄がいいから別だと思うんですけども、今は5人の候補者が立っているんですけども、やっぱり町長はこの人に託しておれやってやると、この選挙期間中やってやるという気持ちなっていますか、なっていませんか。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まだ選挙戦が始まっていないわけですから、どなたということについてはなかなか、差し控えさせていただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 次に、通告2番、17番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。17番。

〔17番 一條 寛君 登壇〕

17番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、今回は政府において財政措置され、町が実施主体となっている2件の案件について質問させていただきます。

一つ目は、妊産婦の無料健診についてであります。現在、妊産婦の健診は厚生労働省の通知により、妊娠初期から分娩に至るまで14回程度の受診が望ましい回数として示されております。平均的な健診費用は、1人当たり約11万7,000円かかると言われております。また、厚生労働省の調べによりますと、現在96.8%の市町村でおおむね2回程度の公費助成を行っているようであります。費用は、地方交付税措置されております。これまで国の予算に130億円の財政措置されてきました。これが平成19年度において、これまで200億円の予算がついていた子育て支援事業と合わせて約700億円になります。今回の地方財政措置の拡充は、妊産婦健診費用の助成に限った金額ではなく、地方自治体が地域の実情に応じて少子化対策を拡充することができるように、枠が拡大されたものであります。

また、今回の財政措置の拡大は、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招いているとの判断があるようで、厚生労働省は無料健診を5回以上6回ぐらいを全国基準にしたいとのことですが、実施主体である町として出産世帯の負担軽減を図るため、国が基準としている5回以上6回ぐらいの実施をされるおつもりがあるかどうか、お伺いいたします。

次に、特別支援教育支援員の配置計画についてお伺いします。

昨年6月に学校教育法が改正され、この4月から特別支援教育が本格的にスタートします。通常学級に6%程度の割合で在籍していると言われる学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などを含む障害のある児童生徒一人一人に適切な支援を行っていくというものです。この特別支援教育において、障害の種類や程度は皆違いますから、支援する側の人的体制の整備が特に重要となります。

そこで、政府においては、障害を持つ児童生徒への支援教育の推進を図るため、該当児童生徒に対し、日常活動の介助や学習活動のサポートを行う特別支援教育支援員を計画的に配置することを決定し、そのための予算として平成19年度から250億円程度の地方財政措置が図られ、平成20年までの2年間でおおむね全小中学校に配置する予定のようであります。我が町におきましても特別支援教育の拡充を図るため、全小中学校に特別支援教育支援員の配置をする必要があると思いますが、町としての配置計画をお伺いいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 17番一條議員から、二つの御質問をいただきました。

一つ目は私にでありますし、2問目は教育長にでありますので、まず第1番目の妊婦無料健診拡大についてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、現在町では2回実施をいたしております。出産予定日に、35歳以上に達する妊婦の方には超音波検査も実施してございますので、それらのトータルの費用を19年度の試算で申し上げますと、2回分で妊婦160人分見込んでおりまして225万円、とりあえず19年度は2回予定してございます。

国の方向といいますが、母子保健法では大体妊娠初期から23週までは4週間に1回、都合5回程度、それから妊娠23週から35週まで、これは2週間に1回でいいと。いわゆる安定期に入っているわけですが、都合5回。そして36週から分娩までは1週間に1回、4回程度ということで、都合14回やればいいというような考え方でございます。以前は県で実施をしていたのでありますが、平成9年に母子保健法が改正されて、市町村が実施主体になったというこ

とでございます。

国の指導方針としては、少なくとも5回程度はやってほしいということで、第1回目が妊娠8週前後、第2回目が妊娠20週前後、3回目が24週前後、4回目が30週、そして5回目が36週前後とこの5回、14回のうち5回程度は市町村で実施してほしいということで、交付税措置をしますということではありますが、いつも申し上げるのでありますが、この交付税は算定基礎に、基礎数値として勘案をしているということではありますが、これが果たして全部満額措置されているかどうか、マジックみたいなものでありまして、全体のボリュームに数字合わせをするようなことがありまして、ほとんどのものが交付税措置で見えていますよといっても、実際手元に来たときには、幾ら見られているのか全然わからないという、毎年毎年減っている。しかし、交付税の項目は毎年毎年ふえていきながら、全体の額としては減っているという状況でありますから、市町村は大変な苦勞をしているわけであります。

ちなみに、18年度現在で2回実施しているところが19、そして20年度以降に改善をしたいということが15、現在やっているところを変更しないということが一つでございます。現行の回数で一番多い回数が角田市が6回実施をしているようであります。それから、美里が現在4回実施をしています。あとはすべて2回実施でございます。今後見直しをしたいというところが現在白石が2回であります、何と今後の見直しで10回まで伸ばしたいという意向調査の結果であります。それから、栗原市が4回まで見直しをしたいということでございます。

しかし、20年度からの実施に向けたいということが今申し上げましたように15市町村に上っておりますので、20年度、19年度は年度が迫っていますので、なかなか予算的にも大変であるということで、事務方の予定では20年度から4回ぐらいにふやしたいという意向のようございまして、今後努力をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

私からは以上でございます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 一條議員から、支援学級という、今話題になっているんですが、これまでは特殊学級という形でやってきたわけですけども、これに入るには町の心身障害児就学指導審議会というものを経て、そしてそれぞれの学校にどのくらいの生徒がいるかということを確認いたしまして、それを県の方に申し入れて、障害の内容によって学級編制して、それに県の方からの職員の配置をお願いするという形をとっております。

それ以上に、実は町の方といたしましては賀美石小学校、あるいは幼稚園からですけども、特別に町の職員を予算化して本当の手助けをやる、そういうふうな生徒が1人おりました

んですが、幼稚園から小学校まで持ち上がりまして、これを手当てしてあります。中新田小学校にも同じように支援者を1人配置しております。

お話のとおり、20年までの間に約3万人程度の予算が来るということなんですけれども、果たして、さっきの町長さんのお答えじゃないですけども、交付税と一般になってくるわけですから、項目の中で支援のための交付税ですよという形にはなかなかないんだらうと思います。

ただ、新年度になって大体私たちの就学審議会の方で審議した内容についてちょっと説明しておきますが、数字だけ。

特別支援学級の乳児、児童生徒数は13名です。来年度、19年度ですね。それから養護学校に就学予定の児童生徒数は17名。ですから、町として扱わなければならないのは、新しく入ってくる児童生徒の中では13名。これに対して、それぞれの学校に職員を県の方から配置してもらう、こういう形をとっております。それ以上にどうしてもという、養護学校にも行かないで普通学級、要するに町の学校で勉強させたいという親御さんの要望がたまたまあるわけですけども、そういう場合には町の方から特別支援の予算要求をいたしまして、臨時の職員として充てているわけですけども、そういう形をとって進めてまいります。

ただ、この13名の生徒のほかに、突然中新田保育所の方から出てきた課題がありました。こういう生徒がたくさんいますということで出てきたんですけども、何でこの時期まで、要するに就学審議会の時期までにこの資料が出てこないんだということで、担当の方にいろいろ問い合わせして、その取りまとめの結果が今週中に出てくるのがあります。きのう教育事務所の方に行ってこういう問題があるよと。その場合には、要するに支援学級の職員を配置してくれと言ってきてはありますが、それが可能かどうか今後検討しながらやっていきたいと。

なお、それ以上に必要な場合には、町の方をお願いして、さらに予算化していただくということになるかと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 17番。

17番（一條 寛君） 今町長から4回ということは、我が町で4回、来年度からという。一応検討しているということですか。はい、わかりました。

今まで大体人口10万当たり、この子育て支援等含めて約2,500万円ぐらいの交付税措置ということで、今町長から実際それだけ来ているのかどうかというお話がありましたけれども、一応資料としてはそうなっているという形で、これが今回の改正で人口10万人当たり5,500万円という妊婦の無料健診の費用と子育て支援ということ。そうすると、我が町としては大体

1,800万円ぐらいかなという感じで計算しますと、計画どおり来ているとすればですけども、それで今大体160人ということで、大体1回当たり8,000円ぐらいだと思うんですね。そうすると、それにかかる費用はどのぐらいかなという感じで、この交付税措置で来る今回の加美町に仮に1,800万円としますと、そのほかに具体的には幼児虐待防止とか、地域における子育て支援強化の事業とか、いっぱいいろいろな事業がやれるお金のようにありますけれども、この辺の計画も含めていろいろ検討され、そして妊産婦の無料健診に、ことしから予算措置はされるということですけども、一応お金が、交付税措置された場合は、ことしは町長さんおやめになるから、その先のことは約束はできないと思いますけれども、補正で計画するとかということはお考えがあるかどうか、まずお伺いしたいと思います。

それからもう1点、教育長さんに。この13名というのは新しく入学される方がありますか。小中学校合計で何人ぐらい特別支援される必要のあるお子さんがいらっしゃるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

それから、私もちょっとよくわからなかったんですけども、この中で学習障害とか、注意欠陥多動性障害、それから高機能性自閉症とか、大体普通学級に6%程度在籍していて、この人たちも全部特別支援教育で、何といいますが、支援していくということになると思うんですけども、この辺の地域の皆さんの理解もまた必要なんだと思うので、もしあれでしたら、僕も資料を読んだんですけども、なかなか理解できないので、この三つの障害について少しお話しただければと思います。よろしくお願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） いわゆる交付税措置がされる場合には、その基準があるわけですね。例えばこの妊産婦健診の場合には、1人当たりの計数が出て、それで人数掛ける回数ということで、多分そういう要求枠として厚生労働省は財務省に要求をして、その試算によると人口2万7,000程度だと1,800万円ぐらいになるだろうということではありますが、それらをすべて試算どおりにしていきますと交付税は恐らく今の倍になるんじゃないかなというふうな思いなんですありますが、さっきも申し上げましたとおり、現状はなかなか厳しいものがありまして、全体量がありますから、それを案分するような形で、そして交付税は一括というか、一本で交付になりますので、特別交付税の場合はまた違いますけれども、普通交付税の場合には色がついてなくて、何が幾らということはないのでありまして、見られていることは確かなんですありますが、その金額をすべて投入してしまうと、ほかの事業がなかなか難しくなるというのが現状ありますから、御理解をいただきたいと思います。

国では5回程度実施してほしいという基準を出しておりますが、我が町の場合ですと、1回目1人当たり約7,000円かかっております。それから2回目が6,600円、そして超音波検査が、先ほど申し上げましたように35歳以上で5,500円、これはいわゆる助成額でありますから、本人負担も当然出てきていると思います、超音波検査では、1人当たりの助成額は我が町ではトータルで1万3,500円、そして超音波検査は5,500円となっているわけでありまして、今後、新しい町長がどういう考えでどうするかは判断をゆだねるところであります、現在のところは大方の市町村が20年度から考えるということで、その交付税措置も19年度で考えるということでもありますから、多分その行方を見守っているのではないかとということでもあります。

少子化対策の一つであることは間違いがございませんが、どこそこの町は妊婦健診14回全部やっていたからこちらに移るといっても余りないのかなとは思いますが、少子化対策も360度で行っていかねばならないのでありますので、その一環として新しい町長にも考えていただければということで、事務方にはそのような意向を伝えてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 先ほど数字を申し上げましたが、13名という数字は小・中合わせて新年度在籍する生徒についての数でございます。ですからそう多くはない。ただ、先ほどありました高機能障害とかがありますけれども、これも定義が非常に面倒くさい。従来の、例えば知的障害あるいは身体的な障害、あるいは耳が聞こえない、これも身体障害だろうと思います。聴覚障害、知的障害、これとは別に要するに学習について集中できない子供、そういうふうなものをADHDとか、LDという名前です。LDというのは学習障害、要するに勉強できない。それからADHDというのは、注意欠陥多動性障害と言っていますが、これは教室の中を授業中でも吹っ飛んで歩く、遊んで歩く子供たちのことです。

一般的な定義を申し上げますと、LDというのは学習障害と言われているもの全般的な知的発達におくれはないけれども、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち、特定のものだけ著しく困難を来すもの。要するに、ほかの教科は非常にいいんだけど、この教科、あるいはこの能力だけは落ちるといって、これをLDと言っていると。それからADHDというやつなんです、年齢のふつり合いな注意力、注意を維持することが難しい。あるいは注意の配分がうまくいかない。要するに、注意散漫の子供。多動性というのも、これも一緒なんです、ADHDの一つの多動性というんですが、授業中勝手にしゃべったり、あるいはじっと座ってられない状態、これを二つ合わせてADHDと言っています。

これらを調査した数については、本年度の5月1日の調査の数字しかありませんので、小学校においては、中学校も合わせてですけれども、全部でさっき言ったLDの方が診断したのが3名。診断がなくても学校の先生方が認めているのが2名。それからADHDという多動性障害ですけれども、診断してもらったものが7名、診断なしでも先生方がこれの症状だろうと認定しているのが4名。それから高機能自閉症というのがあります。これは診断ありが2名、診断なしが1名、合計19名になっております。こういうふうな現状ですね。

高機能自閉症につきましては、これは説明しておかなかったんですけれども、ここで書いてあるやつを読ませていただきます。他人との社会的関係の形成困難な子供。言葉の発達のおくれ、興味や関心が狭く、特定のものに加わる。要するに集中心はあるんだろうと思うんですが、これは知的には何の関係もなしにそういうふうなことで、要するに好きなものだけ突っ込んでやっているというような子供。あとのことについては関心がないという子供のようでございます。これを高機能自閉症と言っていようでございますけれども、こういう子供も我が町には

大体3名ぐらいいるという調査があります。（「はい、わかりました。終わります」の声あり）